

国立大学法人京都大学総長学内予備投票実施細則

(平成十六年六月八日教育研究評議会決定)

- 第一条 この細則は、国立大学法人京都大学総長学内予備投票規程(平成十六年六月八日教育研究評議会決定)(以下「規程」という。)
- 第二条 この細則において「部局」とは、別表第一に掲げるものをいう。
- 第三条 規程第七条の通告(以下「投票通告」という。)は、候補者資格を有する者の名簿その他選挙に關し必要な事項を記載した文書を添えて行う。
- 第四条 教育研究評議会は、投票通告の後、投票通告又は前条の規定により添付された名簿若しくは文書の内容に変更があつたときは、速やかに、その旨を投票資格を有する者に通知するものとする。
- 第五条 投票は、部局ごとに、当該部局の長が定める投票所において行う。ただし、必要があるときは、二以上の部局が合同して、当該関係部局の長が協議して定める共同の投票所で行うことができる。
- 2 規程第八条第四項に定める投票管理者は、当該投票所を置く部局の長をもって充てる。ただし、前項ただし書の場合にあつては、当該関係部局の長のうちからその協議により定める者をもって充てる。
- 第六条 各投票所における投票に關する事務は、投票管理者が処理する。
- 2 前条第二項ただし書の規定により、投票管理者を定めたときは、関係部局の長は、連名で、その旨を教育研究評議会に報告しなければならない。
- 3 投票管理者が当該投票所における投票に關する事務を処理し得ない事情があるときは、あらかじめ投票管理者の指定する者がその職務を代行する。
- 第七条 各投票所には、投票立会人二名以上を置かなければならない。
- 2 投票立会人は、当該投票所において投票すべき投票資格を有する者のうちから投票管理者が選任する。
- 3 投票立会人がその職務を行い得ない事情があるときは、あらかじめ投票管理者の指定する者がその職務を代行する。
- 第八条 投票は、指定された時間内に行うものとする。
- 2 投票用紙は、投票管理者を経て、投票所において交付する。
- 3 投票用紙の交付を受けようとする者は、投票用紙交付簿に署名又は捺印しなければならぬ。
- 第九条 投票所における投票が終了したときは、投票管理者は、投票送達書を添えて、速やかに、当該投票を規程第九条第二項に定める開票管理者に送達しなければならない。
- 2 開票管理者は、総長をもって充てる。
- 3 開票管理者は、第一項による投票の送達を受けたときは、投票の数を確認のうえ、投票受領書を交付するものとする。
- 第十条 開票は、遅滞なく、本学所在地に設ける開票所において開票立会人(規程第九条第三項に定める開票に立ち会う評議員をいう。以下同じ。)の立会いのもとに行う。
- 2 開票は、全投票を混同して行うものとする。
- 第十一条 開票立会人は、教育研究評議会における二名連記の投票により選出する。
- 2 前項の投票における得票順位が第五位から第十四位までの者は、開票立会人予定者とし、開票立会人がその職務を行い得ない事情があるときは、その得票順位に従い開票立会人となる。

3 前二項の場合において、得票同数のときは、年長者を先順位とする。

第十二条 開票が終わったときは、開票立会人は、開票の結果を記入した開票記録書を検認し、その記載が正当であると認めるときは、毎葉の綴目に契印し、かつ、末尾に署名捺印するものとする。

第十三条 次の投票は、無効とする。

一 候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

二 候補者の氏名のほか、他事を記載したものの。ただし、所属、職名又は敬称の類を記載したものは、この限りでない。

三 その他他成規の方式に反してなされたもの

2 前項に定めるもののほか、投票の効力につき疑義があるときは、開票立会人が合議によりこれを決定する。

第十四条 投票管理者は、第五条の規定により定められた投票所の場所及び連絡方法並びに第六条第三項の規定により定められたその職務を代行する者の氏名を教育研究評議会に報告しなければならない。

第十五条 規程第八条第二項ただし書の規定により学内予備投票を郵便によって行う者は、別表第二に掲げる部局又は部局の施設に勤務する者とする。

第十六条 規程第八条第二項ただし書の郵便による投票は、投票を投票用封筒に封入したものを更に郵送用封筒に封入し、その外皮の裏面に投票者の住所、所属部局及び氏名を明記のうえ、所定の期間内に教育研究評議会に到達するよう国内の郵便局に差し出し、又は郵便差出箱（郵便ポスト）に投函することによって行う。

2 郵便による投票を行う者には、当該部局の長を経て、あらかじめ投票用紙、投票用封筒及び郵送用封筒を交付する。

3 投票用紙等の授受は、文書によりこれを明らかにしておかなければならない。

第十七条 所定の期間内に到達した郵便による投票は、郵送用封筒に封入のまま、その外皮の見やすい箇所に受理したこと及び受理の日付を示す証印をし、かつ、到達の日ごとに、投票の数を投票日計書に作成のうえ、その末尾に開票立会人一名が署名捺印するものとする。

2 所定の期間外に到達した郵便による投票は、厳封して保管し、規程第四条の規定により総長予備候補者が定められた後開票立会人の立会いのもとに速やかに廃棄する。

第十八条 規程第八条第三項に定める不在者投票は、所定の期間内に教育研究評議会の定める不在者投票所において行うものとする。

2 不在者投票は、投票を投票用封筒に封入し、投票することによって行う。

3 第八条の規定は、不在者投票の場合に準用する。この場合において、「投票用紙」とあるのは、「投票用紙及び投票用封筒」と読み替えるものとする。

第十九条 不在者投票所の投票管理者は、総長が選任する。

第二十条 不在者投票所には、投票立会人二名以上を置かなければならない。

2 投票立会人は、投票資格を有する者のうちから総長が選任する。

3 投票立会人がその職務を行い得ない事情があるときは、あらかじめ投票管理者の指定する者がその職務を代行する。

第二十一条 不在者投票は、投票用封筒に封入のまま、投票の日ごとに、投票の数を投票日計書に記載のうえ、その末尾に投票立会人が署名捺印するものとする。

第二十二条 投票用紙、投票用紙交付簿、投票送達書、投票受領書、開票記録書、投票用封筒、郵送用封筒及び投票日計書の様式は、教育研究評議会の定めるところによる。

第二十三条 学内予備投票の実施に関する事務は、別段の定めのある場合を除くほか、教育研究評議会の管理のもとに、総務部総務課が行う。

附 則
この細則は、平成十六年六月八日から実施する。

別表第一

文学研究科
教育学研究科
法学研究科
経済学研究科
理学研究科
医学研究科（医学部保健学科を含む。）
薬学研究科
工学研究科
農学研究科
人間・環境学研究科
工ネルギー科学研究科
アジア・アフリカ地域研究研究科
情報科学研究科
生命科学研究科
地球環境学学堂
化学研究所
人文科学研究科
再生医科学研究所
工ネルギー理工学研究所
生存圏研究所
防災研究所
基礎物理学研究所
ウイルス研究所
経済研究所
数理解析研究所
原子炉実験所
霊長類研究所
東南アジア研究所
附属図書館
医学部附属病院

学術情報メディアセンター
放射線生物研究センター
生態学研究センター
放射性同位元素総合センター
環境保全センター
留学生センター
高等教育研究開発推進センター
総合博物館
国際融合創造センター
低温物質科学研究センター
フイールド科学研究センター
福井謙一記念研究センター
保健管理センター
カウンセリングセンター
大学文書館
事務本部
宇治地区事務部
医療技術短期大学部事務部

別表第二

原子炉実験所
霊長類研究所
理学研究科附属天文台飛騨天文台及び附属地球熱学研究施設
農学研究科附属牧場
防災研究所附属災害観測実験センターの潮岬風力実験所、白浜海象観測所、穂高砂防観測所及び大湊波浪観測所並びに附属地震予知研究センターの上宝観測所、北陸観測所、鳥取観測所、徳島観測所、屯鶴峯観測所及び宮崎観測所並びに附属火山活動研究センター並びに附属斜面災害研究センター徳島地すべり観測所
フイールド科学教育研究センターの施設のうち、森林ステーションの芦生研究林、北海道研究林及び和歌山研究林並びに里域ステーションの徳山試験地及び紀伊大島実験所並びに海域ステーションの舞鶴水産実験所及び瀬戸臨海実験所
その他部局の施設のうち、部局長の申出に基づき選挙のつど教育研究評議会が指定するもの